

## 新規検定における立会試験のお申し込みについて

平成25年3月  
公益社団法人 産業安全技術協会  
検定部長

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新規検定における立会試験は、一社当たり月一回を原則としてお願いしてきたところですが、近年、防爆構造電気機械器具においては、同じ月に複数回お申し込みされる申請者の方が多くなり、検定員の日程調整が困難なケースが生じてきております。結果として検定員の試験・検査時間が少なくなり処理が遅延する一因となっております。つきましては、今後は検定における立会試験のお申し込みを下記内容にて4月分より制限させて頂きたくお願いする次第でございます。

一社当たりの立会試験の回数：月1回

ご迷惑をお掛けして大変申し訳ございませんが検定業務の円滑な運営にご協力頂きますよう宜しくお願い致します。

以上